

群馬県の生活環境を保全する条例改正のお知らせ 及び 説明会の開催について

県内事業者のみなさんへ

群馬県の生活環境を保全する条例が以下のとおり改正され施行されました。

つきましては、その概要を別紙のとおりお知らせするとともに、下記のとおり説明会を開催しますので御案内します。

特定指定物質※を年間500kg以上取り扱っている事業者のみなさんは、群馬県の生活環境を保全する条例により新たに届出等が必要になるため、説明会に御参加いただいて届出漏れなどがないようにしてください。

※特定指定物質とは、ホルムアルデヒド等、事故等により公共用水域に多量に排出されることによって、人の健康又は生活環境に影響があり、利水障害等の原因となる化学物質として、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める11物質です。

地区	日時	会場	定員	申込先
前橋	4月23日(火) 10:00~12:00	前橋市 総合福祉会館 多目的ホール 前橋市日吉町2-17-10	500名	前橋市環境部環境政策課 TEL:027-898-6294 FAX:027-223-8524
利根沼田	4月23日(火) 14:00~16:00	利根沼田県民局庁舎 101会議室 沼田市薄根町4412	80名	利根沼田環境森林事務所総務環境係 TEL:0278-22-4481 FAX:0278-23-0409
伊勢崎	4月25日(木) 10:00~12:00	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21 大会議室 伊勢崎市柴町954	150名	伊勢崎市環境部環境保全課 TEL:0270-27-2733 FAX:0270-24-5253
太田	4月25日(木) 14:00~16:00	太田市福祉会館 大会議室 太田市浜町2-7	200名	太田市産業環境部環境政策課 TEL:0276-47-1893 FAX:0276-47-1881
高崎	4月26日(金) 10:00~12:00	高崎市総合保健センター 第1会議室 高崎市高松町5-28	250名	高崎市環境部環境政策課 TEL:027-321-1251 FAX:027-321-1161
吾妻	4月26日(金) 14:00~16:00	中之条合同庁舎 会議室棟 大会議室 中之条町大字中之条町664	70名	吾妻環境森林事務所総務環境係 TEL:0279-75-4611 FAX:0279-75-6548

- ・裏面の参加申込書に必要事項を記入の上、各会場の申込先までFAXでお申し込みください。
- ・各会場とも先着順です。参加費は無料です。

主な説明内容

群馬県の生活環境を保全する条例の改正内容

- ①改正の概要
- ②新たに届出が必要となる事業者について 等を予定

群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市 共催

総合問合せ：群馬県環境保全課 TEL：027-226-2835

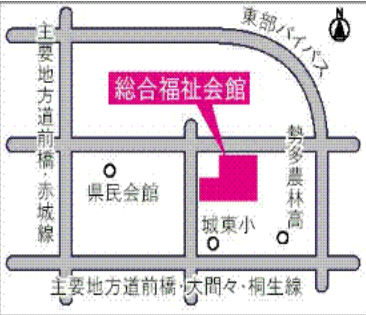
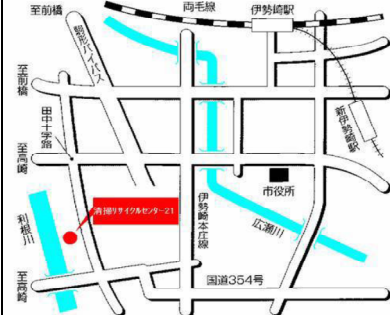
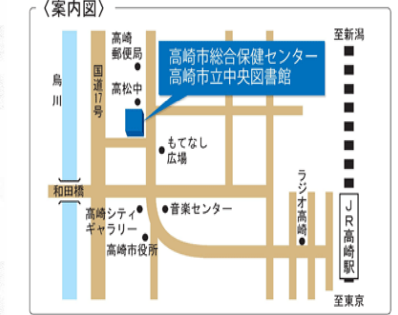
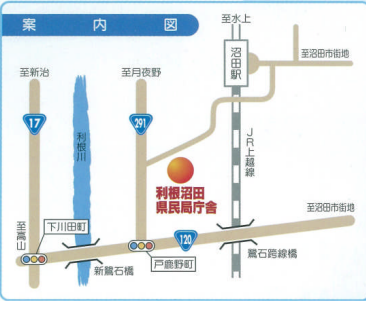

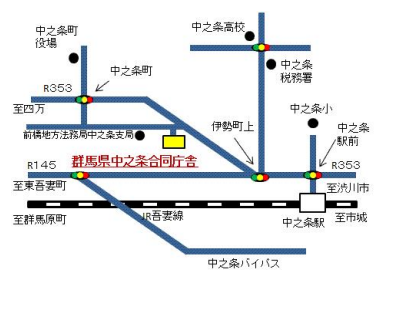
「改正群馬県の生活環境を保全する条例」 説明会 参加申込書

(参加希望の会場に○をつけて、各会場毎の申込先あてFAXでお送りください。)

前橋 ・ 利根沼田 ・ 伊勢崎 ・ 太田 ・ 高崎 ・ 吾妻

会社名等	氏名	電話番号	住所

会場案内

<p>前橋会場</p>  <p>前橋市総合福祉会館 多目的ホール 前橋市日吉町2-17-10</p>	<p>伊勢崎会場</p>  <p>伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 大会議室(3階) 伊勢崎市柴町954</p>	<p>高崎会場</p>  <p>高崎市総合保健センター 第1会議室(2階) 高崎市高松町5-28</p>
<p>利根沼田会場</p>  <p>利根沼田県民局庁舎 101会議室(1階) 沼田市薄根町4412</p>	<p>太田会場</p>  <p>お車でお越しの際は乗り合わせ等 をお願いいたします。</p> <p>太田市福祉会館 大会議室(3階) 太田市浜町2-7</p>	<p>吾妻会場</p>  <p>中之条合同庁舎 会議室棟 大会議室 中之条町大字中之条町664</p>